

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 13 日

各検疫所 御中

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について
(米国産とうもろこし(爆裂種に限る。)のデルタメトリン及びトラロメトリン)

標記については、令和元年 11 月 14 日付け薬生食輸発 1114 第 4 号により検査命令の実施を通知し、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対し自主検査を指導することとしたところです。

今般、登録検査機関における検査命令の受託体制が整ったことから、米国産とうもろこし(爆裂種に限る。)及びその加工品について、デルタメトリン及びトラロメトリンに係る検査命令を実施するようお願いします。

(参考)

令和 2 年 2 月 3 日現在のデルタメトリン及びトラロメトリンに係る検査命令
受託可能検査機関

一般財団法人 新日本検定協会

一般社団法人 日本油料検定協会 総合分析センター